

法曹養成制度検討会議 第4回会議 議事録

第1 日 時 平成24年11月29日（木）自 午前10時01分
至 午後 0時12分

第2 場 所 法務省第一会議室

第3 議 題

- 1 開 会
- 2 法科大学院視察結果報告
- 3 法科大学院制度のこれまでの成果，課題，改善方策，および今後の方向性（文部科学省報告）
- 4 教育の質の向上について
- 5 定員，設置数について
- 6 認証評価について
- 7 次回の予定
- 8 閉 会

第4 出席委員等 佐々木座長，竹歳内閣官房副長官，松野法務大臣政務官，文部科学省板東
高等教育局長（笠文部科学副大臣代理），伊藤委員，井上委員，岡田委員，
鎌田委員，清原委員，久保委員，国分委員，田島委員，田中委員，萩原委
員，丸島委員，山口委員，和田委員，最高裁判所事務総局小林審議官，最
高検察庁林オブザーバー，日本弁護士連合会橋本オブザーバー

○松並官房付 予定の時刻となりましたので、法曹養成制度検討会議の第4回会議を始めさせていただきます。進行は佐々木座長にお願いいたします。

○佐々木座長 おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

本日は、大島総務副大臣、武正財務副大臣、笠文部科学副大臣、岸本経済産業大臣政務官、翁委員、南雲委員、宮脇委員が御欠席でございます。笠文部科学副大臣の代理として、板東高等教育局長が御出席になっておられます。

それでは、資料の説明を事務局からお願いします。

○松並官房付 本日、皆様のお手元にお配りしております資料は5点ございます。資料1-1及び1-2は、成蹊大学及び一橋大学法科大学院視察の概要に関する資料です。資料2-1及び2-2は、文部科学省作成の法科大学院制度のこれまでの成果、課題、改善方策及び今後の方向性に関する資料と法科大学院おける受験指導等に関する資料です。資料3は事務局作成の資料です。資料4は和田委員の提出資料です。資料5は日本弁護士連合会の提出資料です。

また、席上には各種参考資料をつづったファイルを置いておりますが、前回の会議以降に、平成24年司法試験予備試験の結果を踏まえ、その資料を更新しております。適宜御参照ください。

○佐々木座長 ありがとうございます。

ここで、会議資料及び会議議事録の公開につきまして、委員各位にお諮りしたいと思います。

御案内のように、本会議の会議資料及び議事録は、運営要領によりまして、会議終了後速やかに法務省ホームページで公表するというようにされておりますが、座長が必要と認めるときは会議に諮って資料を公表しないことができることとされております。

本日、和田委員から御提出いただきました資料4のうち、5ページから10ページまでの部分については、特定の法科大学院の教育の在り方について率直な御意見が書かれている資料となりますけれども、本会議においては、法科大学院における教育の在り方については検討する必要があるものの、特定の法科大学院を取り上げて、その教育の当否を論ずるのは相当でないように思いますので、そのような誤解を招かないためにも、資料及び議事録上、非公開の取扱いとさせていただきたいと思っております。

御提出いただきました和田委員からは、資料の取扱い方について、事実上御了解をいただいているところでございますけれども、委員各位の御賛同もいただきたいと思います。いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

(一同了承)

それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

それでは、議事に入ります。お手元に議事次第がございますが、まず、前回の会議後、11月6日に成蹊大学及び一橋大学の法科大学院への視察を実施しましたので、その概要につきまして、大変御苦勞でございますが、丸島委員から御報告をお願いいたします。

○丸島委員 それでは、私の方から、先日実施いたしました法科大学院の視察について御報告を申し上げます。平成24年11月6日、成蹊大学法科大学院と一橋大学法科大学院の視察

を行いました。まず、成蹊大学法科大学院の視察について御報告をいたします。資料は、お手元の資料1-1を御覧ください。

11月6日の10時半から午後0時25分頃まで視察を行いました。松野法務大臣政務官のほか、委員からは、久保委員、国分委員、田島委員、和田委員、そして私が参加しました。

成蹊大学法科大学院からは、概要説明として、資料1-1の末尾に概要説明資料とパンフレットの抜粋が付けてございますが、これらの資料の提出をいただきましたので、御参照いただければ幸いです。

次に、視察の状況を御報告いたします。

資料1-1の第4、概要のところでございますが、冒頭、松野法務大臣政務官からの御挨拶等をいただきました後、第4の2にありますとおり、授業見学を行いました。授業は2年生の必修科目「行政法ⅡA」ということで、内容は行政訴訟に関する授業でありました。約25分間見学させていただきました。

授業見学の後、学生との意見交換会が行われました。資料の第4の3に書かれているとおりの出席者でありまして、既修、未修、法学部出身、非法学部出身などの多様な学生の方から意見を聞くことができました。

出席された学生の方々から出された意見を幾つか申し上げます。成蹊大学は、一番の特色は、社会人、働いておられる学生が多くおられ、また、こうした社会人の教育に力を入れておられます。仕事のために時間のない社会人が学ぶための設備が大変充実しております。そして、社会人や社会人経験者と若い学生たちが一緒に勉強する環境にあることが、互いに非常によい刺激になっているという意見が出されておりました。また、不安な点ということについては、特に未修者であります。全国レベルで自分の勉強の到達点といえますか、自分の位置がどのあたりにあるのかというか、その目安がわからないことが不安であるという意見が出されておりました。また、受験回数制限に関しては、司法試験の合格水準に達していない人を合格させるべきだとは思わないけれども、今のような低い合格率の中で受験回数制限があるのは疑問であり、負担であり、納得できないという趣旨の御発言がありました。さらに、合格者数については、今以上に増やすことは難しいかもしれないが、減らさないでほしいという意見が出されておりました。

さらに引き続いて、第4の4にあります教員の皆さんとの意見交換が行われました。出席者は、実務家、研究者、それぞれの教員の方々であります。

教員から出された意見としましては、成蹊大学法科大学院の特色は、社会人を多く入学させて社会人を大事にしているところであるということで、この点は学生と同じく強調されました。そのために、平日の夜間、そして土曜日の開講はもちろんですが、授業時間に大学まで来られない人のために都心にサテライト校を置いている。そして、双方向で会話できるシステムにより授業を受けることができるように整備している。また、原則として全ての授業を録画し、欠席した学生や復習したい学生が後日それを見ることができるようになっているなどという、幾つかの成蹊大学の取組の特徴が紹介されました。

成蹊大学の法科大学院の視察については、おおむね以上であります。

引き続いて、同じ日の午後1時15分から3時50分まで、一橋大学法科大学院の視察を行いました。一橋大学の視察状況については、資料1-2にありますので、御覧いただければ

ばと思います。

視察に出席した委員などについては、資料に記載のとおりであります。

まず、資料1-2の第4の1にありますとおり、一橋大学の法科大学院の概要について御説明がありました。これについては、資料1-2の後ろに付けております「一橋大学法科大学院の概要」、後藤昭教授の概要レジュメがあります。これを御参考いただければと思います。

そして、その後、授業見学を行いました。1年生の必修科目であります「刑法Ⅱ」であります。これは事実の錯誤と故意犯という比較的基本的な論点といいますか、その講義を25分間見学した後、2年生の選択科目であります「独占禁止法Ⅰ」でカルテルを取り上げた授業でありましたが、これを約15分間見学いたしました。

授業見学の後、第4の3にありますように、学生との意見交換が行われました。ここでも、既修、未修、法学部出身、非法学部出身、社会人経験者という、様々な学生の意見を聞くことができました。

一橋の法科大学院については、司法試験合格率が高い、あるいは、未修者の教育にも力を入れておられるなど、いろいろな評価があるところではありますが、学生との意見交換の中では、法学部出身の学生に対して、法学部の授業と法科大学院の授業ではどういう違いがあるかとの質問がありました。これに対して、同じ科目でも、法学部の授業は学問的というか理論的という側面が強いものであるけれども、法科大学院の授業は、それを踏まえた上で、より実際の社会に近い内容であるということを感じるという意見が出されました。また、法学部出身で未修コースに進んだ学生は、学部の授業ではやはりそれぞれの分野の全部の範囲を学ぶことはできない、法科大学院に来て初めて習うことも多い、大学の段階で自分が法律の基礎を学べていないというふうにしたので、法科大学院は未修者コースからきちっと勉強しようと思ったという意見を述べられました。一橋では、未修者がきちんとそれぞれの科目の全範囲をしっかりと学べるようにしてくれているところがいいと思うとの感想を聞きました。さらに、純粋未修者だけを対象にしたゼミがあって、これは純粋未修者の力を伸ばす上では非常に役に立ったというふうな御意見もありました。これに関連して、一橋大学の法科大学院は、学生同士の自主的なゼミを行っていて、互いに鍛え合い教え合いながら勉強することが広く行われていると、これが一橋の評価が高いとされる一つの特徴でもあるという意見が出されていました。さらに、受験回数制限との関係では、3回受験しても合格できなかった場合のことを考えると不安であるということなど、成蹊と同じような意見が出されておりました。

続きまして、第4の4にありますとおりに、教員の皆さんとの意見交換を行いました。

教員との意見交換の中では、一橋大学法科大学院の未修者の合格率が高いことについて、どのような工夫や努力がされているかという質問がありました。1年次に商法や行政法の科目をやらないで、主要5科目、これは憲・民・刑・訴訟法のことでしょうか、主要5科目に集中して基礎固めを行っていることが成果を上げているのではないかという御意見がありました。それから、入学者選抜について、さらに改善が今後必要であるけれども、幸いに現状においては非常に多くの出願者を確保できており、そのような高い出願倍率を確保できていることが、学生の質の確保という点でよい結果につながっているということでありました。

さらには、法科大学院の適正規模についての御発言がございました。一橋は、既修者60

名、未修者25名の合計85名の学生数であります。学生数が余り少な過ぎると、多方向で多様な意見のやりとりができない、また学生の相互研鑽というものが欠けるのではないかと、という側面があることが指摘されました。さらに、他方では、教員と学生との関係について、適正規模であることにより学生に対してきめ細かい指導がよくできる。きめ細かい指導、教育、また学生に対するきめ細かい評価、そして面倒見、こういうものを含めて、一橋は法科大学院の規模として適切であり、よかったのではないかと、という御意見でございました。以上、御報告させていただきました。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。

御参加の方にはいろいろお感じになったことはあろうかと思いますが、今後の御審議にかして御発言いただければと思っております。

本日は、議事次第にございますように、法科大学院について、「教育の質の向上」、「定員、設置数」、「認証評価」の3点について議論することとなっております。その前提として、資料の説明をしていただきたいと思うわけですが、まず手始めに、法科大学院制度のこれまでの成果、課題、改善方策及び今後の方向性につきまして、文部科学省の板東高等教育局長から御説明をお願いしたいと思います。

○板東高等教育局長 それでは、御説明をさせていただきます。資料2-1の方を御覧いただければと思っております。

1ページ目に概要を付けさせていただいております。法科大学院がスタートしたのが平成16年度でございますけれども、どういう趣旨に立って法科大学院ができてきたのか、そして、どういう成果を上げてきたのか、また一方では課題が生じてきているということで2次にわたる改革をしてきたということの概要を御説明させていただき資料でございます。具体的な中身につきましては、更に御説明をさせていただきますけれども、まず全体として、その趣旨に立った形で法科大学院がさらに発展をしていくよう、第1次の改革を行い、現在は第2次の改革を進めている途中というところでございます。

まず、2ページを御覧いただきたいと思っております。スタートしたときの考え方でございますけれども、プロセスとしての法曹養成制度の充実ということが重要なポイントであったわけでありまして。

3ページに出てまいりますけれども、平成13年6月の司法制度改革審議会意見書におきまして、これから21世紀の司法を支える法曹養成というのはいかにあるべきかという議論をしていただき、その中で、質・量ともに豊かな法曹養成をする仕組みを構築していく必要があるということが指摘されたわけでありまして。

そして、司法試験につきましては、点による選抜ということになっているのではないかと。非常に競争倍率が高い中で、受験技術に走ったような形の準備教育が法学部以外の司法試験予備校などで行われ、それに学生がダブルスクールをしているというような状況というのが非常に顕著であるというようなことも指摘されておりました。そのような中で、法学教育、司法試験、それから司法修習、これらを有機的に連携させたプロセスとしての法曹養成制度を整備していく必要があるだろうということ、それから、21世紀社会におきます法曹に関する様々な多様な需要ということに対応していくための法曹人口の大幅な増加ということにも対応していく必要があるのではないかと、ということで、3,000人の合格者を目指すべきであるということが当時御指摘をされております。

そして、法科大学院の教育水準につきましては、7、8割の学生が合格し得るような質の高い教育を実施するような法科大学院を整備していくということ、また、法科大学院の設置につきましては、幅広い参入を認める仕組みとすべきではないかということ、こういったところをポイントといたしまして、さらに、認証評価をきちんと実施していくということも、事後的な質の改善・充実ということで挙げているわけであります。こういった制度設計の考え方で法科大学院がスタートしたわけでございます。次のページにそれを示させていただいております。

そして、こういったプロセス養成の導入によりまして、法曹養成については一定の教育的な効果も上がってきているということであります。多様な人材の受入れが従来に比べて進んできているということや、教育課程の充実、教育方法の充実を通じまして、例えば、リーガルマインドに基づく課題解決能力の涵養といったところで大きな成果を上げてきているのではないかとといったようなこと、法学部教育、法科大学院教育の教育方法のところでも双方向の教育を通じて教育改善が進んでいるという状況はございます。それから、体験的な学習機会の提供や、理論と実務の架橋といったようなことを確立していこうというねらいによりまして、教育的な効果も上げてきているということがございます。

一方で、課題のところがとても大きくなってきたということで、6ページを御覧いただきたいと思っております。一つ一番大きいのは、入学者と司法試験の合格者との間の乖離ということでございます。法科大学院への入学者につきましては、先ほどの幅広い参入を認めるということで、ピーク的时候には74大学、5,800人ございました。一方、出口でございます司法試験合格者につきましては、平成20年度以降を見ましても2,000人程度で推移をしているということがございまして、この人数的な乖離というのが大きいということがございます。その中で合格率が低迷をする、不合格の人が累積をしていくということにより、更に合格率の低迷をしてきているというような課題が出てきたわけでございます。この中から派生する様々な課題といたしまして、教育の質の問題、それから評価の在り方の問題、また、志願者の減少と入学者選抜における競争性のところにも課題が出てきております。あるいは、多様な人材が入ってくるというねらいのところについて、従来以上に社会人や他学部出身の割合が減ってきているというような状況が出てきているということでございます。

それによりまして、これらについて第1の改革と申しますか、総合的な改革をしていこうということで、7ページにございますけれども、平成21年4月の中教審の報告におきまして、教育体制の見直しを徹底的に行っていこうということと、教育の質の改善、評価システムの改善などを通じまして、総合的に改善を図っていこうということを打ち出しております。

まず、教育体制の見直しといたしましては、入学定員の見直しを促進していこうということでございます。ピーク的时候に約5,800人であった入学定員を縮小していくということ、それから、入学者選抜における競争的な環境を確保するということが、競争倍率2倍以上を確保することを徹底しようということ、そして、課題を抱えているような法科大学院に対する公的支援を見直しましょうということ、今年度から適用しているところでございます。

教育の質の改善といたしましては、共通の到達目標モデルを設定しまして、各大学でそれに従った形で、それぞれの大学の目標設定をきちんとしていこうというようなことなど、教育の質の改善について幾つかのポイントを出しております。

評価システムの改善といたしましては、認証評価の在り方についての改善をしております。

入学者の質の確保といたしましては、志願者の減少や入学定員の見直しなどとあわせまして、入学者選抜における競争的な環境、競争的倍率2倍以上ということを確認していこうといったようなことを実施しているということでございます。

8ページから、その見直しの進捗状況ということでございますけれども、まず、入学定員につきまして、ピーク時から見ますと2割の減ということで、4,500人弱という状況でございます。そして実際、先ほどの競争倍率の確保などによりまして、実際の入学者につきましてはピーク時から見て約4割強の減ということで、3,100人余りという状況でございます。それから、先ほどの公的支援の見直しその他、組織的な見直しの促進によりまして、学生募集停止を公表した法科大学院が5校ということでございます。

そして、9ページにございますように、入学者数は18年から24年にかけて大幅に減少しておりますけれども、この中で特に顕著なのは、未修の入学者数の減少が大きいという状況でございます。

10ページでございます。先ほどの質の改善ということに関しましては、到達目標の設定というのが現在52校で設定、あるいは設定予定ということでございますし、成績評価・修了認定の厳格化ということで、法科大学院のうち95%で進級制の導入を図ったということでございますし、標準修業年限修了者の割合が8割から、今68%余りというように、かなり厳格な修了認定をしてきているという状況でございます。それから、法律基本科目の量的・質的な充実を目指し、特に未修者の教育をしっかりとということで、法律基本科目6単位に増加できるような省令改正を行い、これにより、50校が単位数を増加したという状況でございます。

それから、評価システムにつきましては11ページにございますように、評価基準・方法の改善などを図ってきているところでございます。また、課題を抱える法科大学院の改善状況につきましては、中教審の特別委員会におきまして、改善状況のフォローアップをきめ細かく実施しておりまして、直近の調査では31大学を対象に、重点的なフォローアップを行っているということでございます。

こういった第1の改革と申しますか、一連の総合的な取組をしてきているところでございますが、やはり課題のところはまだ大きく残っている、あるいは、新たに検討すべき点が出てきているということで、12ページでございますけれども、大きく2つの課題があるかと思っております。

1番目の課題といたしましては、法科大学院ごとの差が大きくなってきているということです。非常に充実した教育が行われ、司法試験の合格率も高い水準を維持しているところもあれば、入学者自体が非常に少なくなり、司法試験の合格率も低迷しているところがあるというような状況でございます。ここにございますように、3年連続で司法試験合格率が全国平均の半分未満の法科大学院が20校ということでございますし、それから、入学定員の充足率が2年連続で50%未満の法科大学院が19校という状況でございます。このような課題を抱える法科大学院につきまして、対応していかなくてはいけないというのが一つ大きな課題でございますけれども、実は入学者全体に占めるこれらの大学の割合というのは今大幅に減少しておりまして、全体の約8.5%というような状況でございます。これらについて、引き続き一層の組織見直しを促進するため、公的支援の更なる見直しにより加速をしていこ

うという取組を始めているところでございます。

13ページにございますように、公的支援の更なる見直しにつきましては、細かい資料でお分かりになりにくいところがあるかと思えますけれども、従来は3年連続で司法試験合格率が全国平均の半分未満、かつ、直近の競争倍率が2倍未満であった場合に公的支援の削減の対象となるということを平成24年度予算から適用するということでございました。これを更に見直していこうということで、26年度予算から一層の徹底した制度をとっていこうということで、既にアナウンスをしているところでございますけれども、3年連続で司法試験合格率が全国平均の半分未満、直近の競争倍率が2倍未満、2年連続で入学定員の充足率50%未満、という3つの指標を見まして、これらの2つに該当した場合、あるいは、1つの指標にだけ該当しているんだけれども、その状況が非常に深刻であるという場合については公的支援の削減の対象となるということを決定したところでございます。これは来年の9月にならないと対象校が決まってまいりませんけれども、今のデータで大体見てまいりますと、25校程度が当たってくるのではないかと考えているところでございます。こういった中で、組織の再編・統合、あるいは定員の削減などを加速していこうということでございます。

それから、もう一つ大きな課題としてございますのは、14ページにございますように、法学未修者問題ということでございます。先ほど申し上げましたように、未修者について入学者が急速に減ってきているということ、それから合格率につきまして、この資料にもございますように、累積合格率が既修者と未修者の間に大きな差があると、2倍以上の差があるという状況、修了率についても差があるという状況がございます。こういう中で、やはり法曹養成制度、新しい法曹養成制度のスタートのときの多様な人材を確保していこうというねらいが十分にいかされていかないのではないかとということで、法学未修者教育の抜本的な充実を図っていくということが必要であるというふうに思っております。これにつきまして、今、中教審のワーキンググループを設けまして、未修者教育の抜本的な充実方策について検討しているところでございます。これにつきましては、今日までに取りまとめができておりませんので、次回、この内容につきまして御報告、御説明を申し上げたいと思っております。

以上のようなことも含め、15ページにございますけれども、今2つの課題を申し上げましたけれども、それらを含め、法科大学院全般につきまして一層の充実を図っていこうということで、法科大学院教育改善プランを7月に策定いたしました。総合的な法科大学院教育の改善、徹底的な改善を図っていこうということで、改善方策の柱といたしましては、法科大学院教育の成果についての積極的な発信も重要なのではないかとということ。先ほど申し上げましたように、一定の教育的な成果というものを上げているところがなかなか発信できていないのではないかとということがございます。これを進めていこうということとともに、課題を抱える法科大学院については、先ほど申しましたような取組の加速をしていこうということ、未修者教育の充実、法科大学院教育の質の改善をさらに促進していこうということで、このプランの工程を提示しながら、改革を加速していこうということで、現在進めているところでございます。法科大学院全体の状況については以上でございます。

資料2-2でございますけれども、これは、受験指導などについて、文部科学省の方からどういう指導をしているのかということでございます。一時、受験指導を法科大学院でいろいろ行っているのではないかとということが問題になったところでございます。それを踏まえ

まして、法科大学院について、法科大学院制度の趣旨に立った指導を行っているところでございますけれども、この2にございますように、文部科学省として、平成19年の中教審の特別委員会などの報告を踏まえまして、次の趣旨を徹底させていただいております。司法試験での回答の作成方法というのに傾斜したような技術的な司法試験対策など、機械的な暗記などの教育というのは不相当だと。一方で、司法試験の問題や、それに類する形式の事案を教材の一つとして使っていくということは当然あり得るのではないかとということ。そして、個々の指導が本来あるべき法科大学院教育として適当であるかどうかということ、それは、目的、形式、対応の組合せによって総合的に判断していく必要があるのではないかと。このような趣旨につきまして、各法科大学院に対する趣旨の徹底を図ったところでございます。以上でございます。

○佐々木座長 ありがとうございます。

それでは、議論に入る前に、今度は事務局からの提出資料がございますので、その説明をお願いします。

○松並官房付 それでは、お手元の資料3を御覧ください。先ほど冒頭にございました、本日御議論いただく論点に関する資料を順次取りまとめております。

まず、教育の質の向上に関して、法科大学院に関する基本データをまとめた資料を御説明いたします。

1ページ・資料1を御覧ください。「法科大学院入学定員・入学者数の推移」ということで、合計人数の推移を棒グラフで表しております。次の2ページは、各法科大学院ごとに、平成17年度と平成24年度の入学定員を比較した表になっており、全ての大学で一定程度の削減が行われていることがわかります。

次に3ページ・資料2を御覧ください。「平成24年度の入学者数及び競争倍率の分布」について、上の円グラフでは、入学者数について、20名以上、10名から19名、9名以下にそれぞれ色分けして示しております。下の円グラフでは、競争倍率について、2.0倍以上、1.5倍から2.0倍の間、1倍から1.5倍の間に分けて示しております。また、ページの下部には、法科大学院における入学者選抜の方式について整理しております。

次に4ページ・資料3を御覧ください。「法科大学院における進級制度について」の資料となっております。GPA制度を始めとする厳格な成績評価の実施により、未修者の1年次から2年次への進級率は、折れ線グラフが示すとおり、低下傾向にあります。

次に5ページ・資料4を御覧ください。「法科大学院における修了認定について」の資料となっております。厳格な成績評価、修了認定の実施により、標準修業年限修了率は低下しております。グラフ上の折れ線グラフを見ていただきますと、標準修業年限修了率について、一番上・オレンジ色の既修者、一番下・ピンク色の未修者、真ん中・緑色の全体を示しておりますが、いずれも低下していることがお分かりいただけると思います。

次に、法科大学院の定員・設置数や認証評価に関する資料を御説明いたします。

まず6ページ・資料5を御覧ください。「法科大学院の定員・設置数等に関する意見の例」について、法曹の養成に関するフォーラムの論点整理や本検討会議で述べられた意見をまとめた資料となっております。1枚目は、「教育の質の向上との関係」、「司法試験合格状況との関係」、「全国適正配置との関係」、また、次の7ページに入りますが、「定員削減の在り方との関係」、「自主的な組織見直しとの関係」、「認証評価との関係」、「大学の自治との関

係」という観点から整理しております。

次に8ページ・資料6を御覧ください。これは、「法科大学院修了年度別累積合格者数・合格率」をまとめた資料になっております。

次に9ページ・資料7を御覧ください。「累積合格率別に見た法科大学院の修了者数シミュレーション」について、司法試験合格者数と累積合格率を一定の数値に仮定した場合に法科大学院修了者数がどうなるかを整理した表となっております。次の10ページですが、単年合格率と累積合格率の関係についてシミュレーションしたものです。このシミュレーションでは、法科大学院修了者を例えば2,500人、1年目から3年目までの合格率の推移を、現状の合格率を参考に、それぞれ3:2:1と仮定した上で、1回目の合格率を30%とした場合には、累積合格率が50%になるという試算をしたものであります。この図の考え方に基づいて、次の11ページ、12ページの表は、その仮定の下に、修了者数と1回目の合格率を適宜設定した場合に、単年度合格率と累積合格率がどのようになっていくのかというものをシミュレーションしたものでございます。

次に13ページ・資料8を御覧ください。先ほど文部科学省からも御説明がありましたとおり、文部科学省においては、平成22年に公表した方針に従い、本年度から課題のある法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しを行っております。この資料は、平成25年度における指標の該当状況を示すものであり、入学者選抜における競争倍率に関する指標1と、司法試験に関する指標2の両指標に該当するものは4校となっております。次の14ページですが、各大学ごとの各指標の該当状況を示しております。大学名に赤色が付いている大学は、平成25年度の公的支援見直し対象の4校となっております。当該対象校の平成24年度入学定員は合計115人、入学者数は合計44人となります。

次に15ページ・資料9を御覧ください。文部科学省においては、本年9月に公表した方針に従い、平成26年度から指標として入学定員充足率を新たに加え、法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しを行う予定としておりますが、この資料は、その指標の内容を整理しております。次の16ページは、入学定員充足率に関する状況を示したものであり、文部科学省の公表した指標において基準とされている充足率0.5のところに太線を引いております。

次に17ページ・資料10を御覧ください。法科大学院の設置状況について、都道府県ごとに記載した資料となっております。

18ページ・資料11は、各法科大学院について、これまでの総合格率順ごとに司法試験の結果、入学定員、実入学者数、認証評価の結果、平成25年度の公的支援見直し該当校、裁判官又は検察官の実務家教員の派遣状況を一覧表でまとめたものです。なお、従前より、ある年度ごとの法科大学院修了者の受験者実数に対する司法試験の結果については、「累積」という用語を用いて「累積合格者数」、「累積合格率」と表記しておりますが、本資料の一番左側の欄は、全修了者の受験者実数に対する司法試験の結果ということですので、「累積」の統計と区別する趣旨で、資料の表題のとおり、「総合合格者数」、「総合合格率」という表記としております。

次に19ページですが、先ほどの法科大学院の設置状況について、大学ごとの色を付して表したものです。

さらに20ページでは、司法試験合格者数の分布を法科大学院の総合格率ごとに円グラフ

で表したものです。

次に21ページ・資料12を御覧ください。「法科大学院への裁判官及び検察官の派遣について」内容を整理した資料となっております。

また、22ページには、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」、いわゆる連携法を抜粋しておりますので御参照ください。

次に23ページ・資料13を御覧ください。「法科大学院に対する人的支援（教員派遣）の見直しに関する指摘」について、法科大学院の組織見直しの促進方策の一つとして、派遣法に基づく派遣の見直しという指摘が挙げられていることを整理した資料となっております。

次に24ページ・資料14を御覧ください。「司法制度改革審議会意見書における認証評価に関する制度設計」について、司法制度改革審議会意見書を抜粋して紹介しております。司法試験法では、認証評価の適格認定の有無にかかわらず、法科大学院を修了した者に受験資格を与える制度となっております。

最後に、25ページ・資料15は、認証評価の仕組み・認証評価のプロセスを表した資料であり、次の26ページでは、平成22年に行われた法科大学院の認証評価制度の改善について表したものです。資料に関する説明は以上でございます。

○佐々木座長 ありがとうございます。

それでは、これから議論に入りますが、まず、教育の質の向上について検討をお願いしたいと思います。この論点につきましては、入学者の質の確保という入り口の段階から、教育の質の確保という、いわば中間の段階、修了者の質の確保という出口といたしますか、そういう段階、それぞれについて議論があると思います。どのような観点からでも結構でございますので、ただいまの資料等も御参考の上、御発言をいただければと思います。どうぞ、いかがでしょうか。

それじゃ、和田さんからどうぞ。今日は大変議題が多いので、御発言は、それぞれの皆さん、要約的にお願いいたします。

○和田委員 前回、私は、法科大学院での教育は全体として適切なものではないと発言させていただきました。そこで今回は、その具体的な話をさせていただこうと思います。

まず、資料4の5ページを見ていただきますと、これは、前川清成参議院議員が、今年の春に、民主党の法曹養成制度検討プロジェクトチームの皆さんとある法科大学院を視察した際の様子が記載されたものです。前川議員の御承諾をいただいた上で、今回のこの検討会議の資料として使わせていただくことにしたものです。

ただ、先ほど座長の方からお話がありましたように、具体的な大学名を一般に示すことになるのは穏当でないと思いますので、この資料自体は法務省のホームページには載せず、公開される議事録でもA大学とさせていただこうと思います。

このA大学の法科大学院の民法の授業ですけれども、そのページの下の方の「準備もバッチリ」で始まる段落の1行目の最後の方から見ますと、「90分の授業のうち、私たちが傍聴した前半45分は『意思表示とは、動機に導かれて、効果意思が発生し、意思表示、表示行為に至る』等と、実務では何ら役に立たない観念論が、あたかも『お経』のように延々と続きました。」とあります。

それから、次のページの2行目から見ていただきますと、「六法を開くことは1度もなく、条文に言及することはありません。『民法』の授業なのに。何のための『法科大学院』

だったのでしょうか。従前の法学部教員の悪いところを凝縮したような、つまりは実務に役立たない、学者のオタク的な関心事項だけを学生に押しつけるような授業だったと言えば、言い過ぎでしょうか。」とあります。

それから、次に9ページを見ていただきますと、別のB大学とさせていただきますけれども、憲法の授業について、半ばの「ところが」で始まる段落の2行目から見ますと、「教員の話は飛びまくり、かつ、何について話しているのかも説明しないまま、『芦部説によると・・・』だとか、そもそも法科大学院以前のレベルです。小学校の先生なら、保護者からのクレームで、必ずクビだと思います。」とありまして、その後、1行飛びまして、「法解釈ですから、まずは条文に則して問題点を指摘し、次いで、理由を示した上で結論をハッキリ述べて、その後、事案に当てはめるとというのが、法解釈における『三段論法』ですが、その片鱗さえありません。」とあります。

それから、今度は資料4の11ページで、これは私が日弁連法務研究財団のニューズレターに投稿して掲載していただいたものですが、例えば1の(2)を見ていただきますと、「また、別の法科大学院では、ある学者教員が実務から遠い自分の研究分野を集中的に取り上げ、レポートの課題もそこから出題されて学生にとって大きな負担となったため、勉強熱心な真面目な学生らが、学者教員の関心に偏らない授業を要望したところ、その学者教員から『それは予備校主義だ。』と拒否されたそうである。」とあります。

このような授業が法科大学院では現実に横行しているわけです。ほかに、資料としては付けませんでしたけれども、こういう話もあります。ある法科大学院の民法の授業では、出席強制で学生は数多く出席しているけれども、その学者教員が自分の研究分野、つまり司法試験にも実務にもおよそ関係がないようなことですが、それしか授業で扱わないために、教室の最前列の学生しか授業を聞いていないと。それ以外の学生は自分で司法試験の勉強という内職をしているという話です。そういう状態を教員も学生も知っていて、互いに何も言わないというんですね。そういう授業に税金から補助金が出ているというのは、私は国民の納得が得られないことだと思います。ただ、そういう授業でも、教員が学生に内職をやめろと言わないだけ、まだ学生にとっては有り難い授業だということのようです。

これも資料としては付けませんでしたけれども、今年の7月5日の東京新聞、あるいは今年の8月24日の日経新聞にも、法科大学院の授業は司法試験にも実務にも役立たないものであった、という修了生らの感想が報じられています。

他方で、学生としては、学者教員の科目の単位も取得しないとイケませんので、司法試験対策や実務にも直結しないような中間試験、期末試験の過去問を研究して、何とか留年しないように気をつけなければならない、という状況にもあるわけです。

このようなことが、現在ではメールとかツイッター等を通して、公式でないところでどんどん伝えられるわけで、これも法科大学院志願者が激減している理由の一つだと思います。

あと、私自身が直接経験したことですけれども、次のようなことがありました。去年の秋、私はある法科大学院の研究科長と雑談をする機会がありました。そのとき、私は、法科大学院での教育は非常に重要だということを言いまして、それを具体的にいろいろとお話ししました。ところが、その研究科長は、「和田さん、なぜ教育、教育とそう熱くなるんだ。法科大学院の教授といえども研究だけしていればいいんだよ。学生が司法試験に合格するかどうかは、本人の元々の資質と本人の努力によるものなんだよ。」とっていました。私は驚き

まして、「じゃ、法科大学院は何のためにあるんですか。」と言いましたが、返事はありませんでした。その研究科長は、もちろん私がその1年後にこういう検討会議の委員を務めるなどとは夢にも思っていませんからそういう発言をしたわけで、これは公式な調査をしても絶対に表に現れない本音が出た言葉だと思います。その研究科長にとっては、法科大学院の教授というのは研究だけをして給料がもらえるポストという意味になるようで、学生が余りにもかわいそうだった次第です。

私は、率直に言ひまして、司法試験に合格しておらず実務も知らない学者教員が法曹養成をすること自体に無理があるように思えてなりません。学生から見ても、司法試験に合格していない学者教員の授業と実務家教員の授業には、例外はあるにしても、有意に差があるという意見が非常に多いです。多くの学生は、学者教員の自己満足の授業に対する不満を感じています。ただ、単位がもらえないと卒業できない、卒業できないと司法試験を受けられないということで、仕返しを恐れて公に声を上げにくいようです。制度の利用者に大きな不満がありながら、それについて声を上げられないというのは、制度としておかしいと思います。そのような不満の解消を図ることに積極的に取り組んでこそ、初めて法科大学院の志願者数の回復が期待できると思いますし、法科大学院制度が国民の信頼に足る制度になると思います。

資料4の10ページで、A大学、B大学とは別のC大学とさせていただきますけれども、前川議員は、司法試験に合格し司法修習も経験した教員について、次のように述べています。そのページの半ば少し上の、「こちらは」で始まる段落を見ていただきますと、「事例に則して、条文を引用した上で、さらに事例の場合分けもし、『これが法科大学院の目指すべき授業だ』と感じました。『口頭の提供』と、不特定物の『特定』の違いも上手く説明しておられました。教員の経歴書を拝見しますと、学者出身ですが、司法修習40期のようなようです。やっぱり、この違いでしょうか。」とあります。

この検討会議では、前回、国分委員の方から、医学部では医師免許の試験の合格に求められる内容の10倍くらいの教育がされている旨の御発言がありました。私は、医学部では教員は全員医師免許の試験に合格しているからこそ、そのようなことが可能になるのだと思います。

私は研究者もしていましたから、研究の重要性はもちろん認識しているつもりでありまして、司法試験に合格していない学者教員をそれだけの理由で貶めるつもりは全くありません。けれども、実際に授業を受ける学生の立場からしますと、狭い専門を研究してきたことと実務家を養成することとの間には、かなりのミスマッチがあると言わざるを得ないと思います。それは、例えば、車のメカにどんなに詳しい専門家でも、運転免許の試験に合格していない人は自動車教習所で教えるのには向いていない、ということと同じことだと思います。

一般の国民の皆さんは、法科大学院の教員の多くが司法試験に合格していないということは知らないと思います。私の所属している法律事務所の職員でさえ知りませんでした。私は、一般の国民が広くこのことを知ったら、税金の使い方として納得できないと感じる人が多いだろうと思います。

したがって、私は、法科大学院では、基本科目を担当する教員には、原則として司法試験に合格し司法修習も経ていることを要求すべきであると思います。もし司法試験に合格していないけれども法曹養成としてよい教育をしているのであれば、法科大学院における

教員の資格試験という意味で、少なくとも法科大学院での担当科目についてだけでも、現行の司法試験に合格していただきたいと思います。そうすれば、学生の辛い状況も、受験勉強の重要性も理解できるようになるのだらうと思います。

なお、今回、民主党の法曹養成制度検討プロジェクトチームが去年の8月に作成した「中間取りまとめ」というものも、提出させていただきました。これは資料4の1ページ以下です。ここでは、最初の1の(1)で、司法試験合格率が低迷していることと、法科大学院志願者数が約4分の1にまで落ち込んだことが指摘されていまして、(2)では、司法修習の卒業試験に当たるいわゆる二回試験について、その不合格者が法科大学院創設以前に比べて激増していることが指摘されています。その結果として、2ページ目の2行目からの(3)で、「これら客観的状況に照らせば、『司法制度改革』の意図した『法科大学院を中核とした法曹養成制度』が蹉跌を来したことは明らかであり」としています。そして、そのページの一番下の行から次の行にかけて、「1において指摘した通り法科大学院が期待された教育効果を上げていないにもかかわらず、法曹を志す者に対して法科大学院での勉強を強制する合理的な理由はない。」とも言っています。これは、法科大学院における教育について、私の認識に近いものと言えらると思います。参考にさせていただければ幸いです。教育の質についての私の意見は以上です。

○佐々木座長 それじゃ、ほかの方からどうぞ。それじゃ、井上委員。

○井上委員 和田委員が言われた点ですけれども、そういう例があったであろうことは否定するつもりはありませんけれども、そこから先の御発言は過度の一般化ではないかと思えます。

特に研究者教員について和田委員が非常に厳しい御意見をお持ちだということはわかりましたけれども、問題は、研究者か実務家かということではなく、飽くまで法科大学院にふさわしい教育能力を持っているかどうかということであるはずで、私は、恐らく和田委員より数多くいろんな法科大学院を見ていると思えますし、創設以来ずっと教育現場で教えてき、またアメリカのロースクールで教えたこともあります。そういう経験に照らして見て、正直首をひねらざるを得ないような教員も、少なくとも当初は、一部にいたことは確かです。しかし、それは学者教員に限ったことではない。74も法科大学院が立ち上がってしまったため、教員の数をそろえないといけないということで、従来型の教員をそのまま法科大学院に持ってきたところもあって、和田委員が言われているところも完全に間違いとはいえず、実際への適用とかを考えず、専ら自分の狭い関心領域に閉じこもって、それを掘り下げているようなことを法科大学院の授業でもやるという人が、ごく一部ですが、いたことは事実であり、私も実際、見聞したことがあります。しかし、そういうのは、そもそも、実定法学、実社会に密着した分野を扱う法律学の在り方としても、非常に不適切だと私は思いますので、その意味で、教員としても問題があるというふうに思えます。そういう人を前提にすると、実務家の方がまだましだというふうに思われても不思議ではありません。

しかし、一般的に実務家の方が研究者教員に比べ法律基本科目について十分な教育ができるかといいますと、もちろん実務家にも優れた方は数多くいることは間違いありませんけれども、そういう人ばかりかかという、そうではなく、私が見聞きした中でも、かなり高名な、あるいは立派な実務家としての経歴を持っている方、中には司法研修所の教官をなさった方なども、特に当初は法科大学院の基本科目を教えていましたが、その授業内容や試験問題、成績評価の仕方などを見せていただくと、問題のある例も少なからずありました。ですから、

研究者教員か実務家教員かという二者択一的な問題設定をして、その一方に決めつけるというのは適切ではないと思います。

ロースクール、さらには新しい法曹養成制度の趣旨に照らし、かつ、司法試験合格後、司法修習で実務的な知識とか技能を教わることが予定されていることをにらみつつ、ロースクールで何を分担するべきかを考えてみますと、特に法律基本科目については、やはり法理論教育が中心に置かれるべきだと思います。そこで「法理論」というのは、和田委員などが念頭に置かれているような学者の独自の世界といったものではなく、あくまで実定法学ですので、それぞれの基本的な法律の仕組み、その趣旨、その背景にある基本的な考え方、そういったことを体系的かつ実質的に理解してもらおうということ、これは非常に大事なことであり、優れた実務法曹の方々と話しても、ロースクールで先端的な知識だけ教えてもらっても、それはすぐ陳腐化するので、そういうことではなく、新たな問題や今まで考えていなかった状況に直面したときに、それを解決していくだけの応用力が必要で、そのためには、基本的な、例えば民法なら民法の基本的な部分についての体系的でかつ深い理解が必要だとみなさんおっしゃる。そういうことを徹底して教育するという、もちろん、それだけじゃないですけども、そこにロースクールの中心的役割があると思っていて、これにふさわしい教員をどういうふうにするか、あるいは育成していくのかということだと思うんですね。司法制度改革の際も、この教員については、スタート時点では、実務家も研究者も法科大学院の教員向けに教育されてきたわけではありませんし、そういう経験もない、そういう人を前提にスタートせざるを得ないけれども、それは過渡的なことであって、いずれはその区別はなくなっていくだろうという考え方に立っていました。実定法の専担者は法曹資格も有し、望むらくは一定の実務経験も有している人の中から、研究もできる人を育てていこう。アメリカのロースクールの先生たちはまさにそうですけれども、そういう教員を育てていこうということで、実際にこれまでも、力を入れてきたつもりです。

例えば、東大の場合、従来は、学部を卒業したらすぐに研究室に入って外国法の勉強とか、いろいろな学問的基礎固めをして研究者になっていったのですけれども、法科大学院の設置以降は、少なくとも実定法の研究者は原則として法科大学院を出て、望むらくは司法試験を通り、一定程度の修習とか、実務経験を積んだ上で、研究者の道に入ってもらうというふうになり、切りかえています。そういうふうにして、時間はかかるのですけれども、育てつつあるのです。そうなっていけば、研究者教員か実務家教員かといった議論をする必要はなくなると思うんですね。

和田委員は、全体として法科大学院の教育は駄目だとおっしゃいましたけれども、それは過度の断定だといわざるを得ません。現に、良質の教育をやっている法科大学院は、大半を占めているとまでは言いませんけれども、相当数あるわけですし、そういうところの教育を実際に御覧になっていただければ、和田委員や、かつて弁護士資格を取られた方たちが、法学部とかその他のところでどういう学び方をしたのかは分かりませんが、おそらくそれとは大きく違ってきているはずだと思います。そういうのを是非見ていただきたいと思います。

○佐々木座長 ありがとうございます。

それじゃ、教育問題は、もうこれからもやらなくちゃいけないんですけれども、重要な問題ですので、どうぞ、丸島さんから。

○丸島委員 教育の質の問題は大きな問題だと思います。今の御指摘との関連で言うと、司法

制度改革審議会の意見書が発表された後に様々な基準を設けて法科大学院が設立されましたが、結論的に言うと、当時の教育力といいますか、法曹養成のための教育を支える人的インフラを前提にすると明らかに過大な設立数だったということは、やはり共通のコンセンサスとなっているのではないかと思います。90幾つの法学部がある大学のうち70幾つで法科大学院が設立されました。しかし、法科大学院は、実務と理論を架橋し法曹の養成に特化した専門教育を行うものであり、しかも、少人数、双方向多方向的な教育を行うという中身であります。これは恐らく私たちがこれまで経験したことのなかったような新しい試みの法曹養成教育を行うわけでありますが、その担い手としての教員の態勢というものが制度スタート時に我が国にどのぐらい整えられていたのだろうかという問題があったのだらうと思います。これは、研究者、実務家、両方含めてだらうと思います。

その意味では、教員の採用についても、本当は教育力というものがきちっと評価されるべきであって、これは審議会意見書にも指摘されていますが、それがなかなか一定の基準で選任することが難しかったのだらうと思いますが、従来の法学部流の授業がそのまま法科大学院に流れ込んでいるという面はやっぱり否めないと思います。そういう意味で、少数の、少数と言ったら言い過ぎかも知れませんが、一定数の限られた数の教員を奪い合う。奪い合うという言葉が適切でないかも知れませんが、その結果として、地方の法科大学院も大変頑張ってきておられますけれども、そうした大学の先生方も次々と有力校に引き抜かれていくと。そういうふうな状況があらわれていて、教育水準の格差というものが顕著になってきてしまっていて、合格率だけで評価することは正しくないと思いますが、しかし、目に見えた形では、合格率の大きな差という形でもあらわれているというふうに思います。

今のこの現状をどのように変えていくのかということが問われていますが、従来からの指摘にもあるとおり、審議会の当時に恐らく皆さんが考えておられたのは、当時の態勢から見て30校とかそういうところから法科大学院はスタートするのではないかなということがおおよその共通認識としてあったのではないだらうかと思います。そういう出発点に立ち戻って、法科大学院の態勢を再編成するというのを、ここで考えるべきだらうと思います。そういう観点からすると、このように過大な規模となった法科大学院をどう再編成するのかという問題ですが、統廃合の議論が一つありますし、そしてもう一つは、全体としての総定員数をどう絞り込むのかという問題があるだらうと思います。併せて、これは後で出てくると思いますが、統廃合と定員削減の結果として、有力とされる一部の大学院に多くの教員人材も学生も集中するという事は、やはり審議会の意図したものと違うわけありますから、そういう意味で、全国にどのように適正なバランスのとれた法科大学院の配置をするのかということが、今同時に問われていると思います。

この間文科省が様々な努力をされてこられたということは、これまでも多くのことを伺ってきておりますが、さて、公的資金その他のいろいろな支援の在り方の見直しだけで、今この厳しく問われている法科大学院制度に対する信頼を取り戻せるだけの絞り込みができるのかというのは、やや疑問に思うところでありまして、この検討会議では、やはりそこは新たな枠組みの中で、現状に即してどのように適正規模に絞り込むのかということについて制度的な改善のメッセージを明確に打ち出す必要があるということは従来申し上げているとおりであります。そのようなことを踏まえて、本日の次の課題であります定員であるとか、あるいは大学数をどうするのかという議論に進んでいただければ有り難いと思います。

○佐々木座長 ありがとうございます。

ただいま丸島委員から、既に言及されたように、定員とか設置数とかいうことも今日は議題に出ています。実は教育の質の向上の問題で、一つ大きいのは、未修者の問題ですが、これは、実は次回でこれを取り上げたいと思っているということもありますので、そのときに教育の問題も更にもう一度、今日の議論を踏まえて、また御議論いただくという機会もあろうかと思いますが、もしとりあえず、今日の定員、設置数、これも大変皆さん御関心の向き多いと思いますし、認証評価がどれだけあるかは、これはちょっとやってみないとわからないですけれども、定員・設置数の方に話題を、丸島さんの御発言をてこととして、ちょっと移させていただいて、決して教育の問題はこれで終わりだということではございませんので、その点は確認した上で、法科大学院の入学定員や、今お話あった統廃合を含む組織見直しにつきまして、お願いしたいというふうに思います。

先ほど文部科学省から、公的支援の見直しを通じたこれまでの改善施策について報告がありました。そのようなことも踏まえて、既に丸島委員から御発言あったわけですが、今後どのような点を検討すべきかということにつきまして、委員各位から御発言があれば伺いたいと思います。では、清原さん。次に、田中さんをお願いします。

○清原委員 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。

プロセスを重視する法曹養成制度における法科大学院の意義については、本日、板東局長が資料2-1の6ページに整理をしてくださりました。すなわち、法科大学院というのはやはり一定の有効性をこの間示してきたということは言えると思います。したがって、私の立場としては、法科大学院の意義について一定の評価をする立場であり、また、文部科学省が整理してくださった、今日の資料にヒントを得ながら発言をしたいと思います。

まず、文部科学省では、「法科大学院入学者と司法試験合格者のミスマッチによる合格率の低迷」というのがやはり重要な課題であるとしています。ですから、法科大学院は一定の有効な教育をしているけれども、しかし、現実的には入学者と司法試験合格者のミスマッチというのがどうしても大きな問題であって、実際、1回目の受験生は25%で、累積でも44%という現実をどうとらえるかということです。私は、このミスマッチの状況が、また悪循環として、有為な人材が法科大学院を受験するという意欲を妨げているということになっていると思います。

そこで、私は今日、資料2-1の7ページに、この課題に対して「教育体制の見直し」として取り組んでこられたものの中の、「入学者の質の確保」というところにもう一つ注目をしたいと思っています。「定数」とか「設置数」を考えていくときに、この「入学者の質の確保」という入り口のところも大事だと思っています。そこで、今日の御報告にもありましたように、一つの目安としては、「競争倍率を2倍以上確保する」ということもありますが、「適性試験」の事柄についても文部科学省としては触れられています。従来から実施している「適性試験」をより有効に考えていった場合、どのぐらいの適性のある受験生が合格できるかという、何かちょっと受験生には申し訳ないんですけども、要するに適性のあるなしの判断はもちろん難しいんですが、適性のある学生に対して教育をしていくという場合と、適性が乏しい学生に教育していく場合では、「教育の質」と言われますけれども、やはり教育の在り方というのも難しくなってくると思うんですね。

と申しますのは、こういうデータも欲しいなと思っています。すなわち、適性試験をどの

ぐらい大学では活用されているのか。そして、その適性試験の値と入学された後のその学生の成長度、あるいは司法試験への合格度、それは本当に相関関係があるのか、ないのか。ないとしたら適性試験が無意味になるんですが、あるとしたら、やはりそれを一つの指標として、今まで適性がないけれども、もし定数があるので水増ししていたとしたら、それは学生にも申し訳ないことだから、適正化を図っていかなければならないのではないかなと思います。

そして、この「定員」や「設置数」ですが、「定員」については、私は、「学生満足度」と関係があるのではないかなとも思っています。先ほど、一橋大学を視察されたときの丸島委員の御報告で、未修と既修の定員のバランス、そして、総数のバランスの中から相対的によい授業ができて、結果として司法試験への合格率も高いのではないかというような御説明がありました。私は、これはもちろんそういう「結果」として出てくるものですが、裏側として、しっかり「学生満足度」というのも置いていただきたいと思っています。相対的に多い人数でも適応できる学生もいるかと思いますが、やはり適正な「定数」、あるいは授業をするときの教室での受け入れる人数、そうしたものを考えて「定数」を決めていくということも必要ではないかと思っています。そうなりますと、「定数」を考えるときに、やはり法科大学院が置かれているのは司法試験を受験することができる資格を付与できるという大なる役割があるわけですので、その部分でのみ「教育の質」であるとか「定数」であるとか評価されがちになります。けれども私は、法科大学院はもちろん司法試験を受験できる資格を持つという大きな使命があるとしても、（合格率が）100%にはならないであろうという、これまでの経過からの認識もごさいます。したがって、法科大学院で学んだ学生が、たとえ司法試験に合格しなくても、あるいは受験しなくても、そのことによってその数年間の学びが社会的に評価されるような指標ももう一方でしっかり持っておかないと、単に「教育の質」にしても「定数」にしても、司法試験に合格可能な在り方だけが追求され過ぎてしまうという、過度な反応を気にする者の一人でごさいます。

この間、文部科学省では、高等教育局としても、あるいは中教審としても、かなり踏み込んで、この法科大学院の改革に取り組んでこられたと思います。しかしながら私は、文部科学省あるいは高等教育局、中教審としてなさる、かなり高い水準までもう取組はしていらっしゃるのではないかなと思いますし、それに対して法科大学院がどうこたえて、「定数」をこれ以下にするのか、あるいは統廃合するのか。その意思決定に各法科大学院の意思を尊重したいと思いつつ、ある時期になりましたら、やはり文部科学省の取組だけではない動きをひよっとしたらしなければならないということをこの会議は求められているかもしれないという、重い責任を再確認したところです。

そこで、最後にもう1点だけ申し上げますが、統廃合する適正化を図るときに、私はやはり地域の立場でごさいますので、過度に一極やあるいは数極に集中するのは望ましくないなとも思います。経済的な支援が最大限保障されているとするならば、私は、都市部に、あるいは東京や関西地域に集中してもいいとも思うのですけれども、しかし、経済的な支援が最大限ではない現状の中では、やはり各地域に一定の法曹を志す学生がいる限り最適なバランスを考えながら、各県に1校ということにはならないかもしれませんが、地方にやはり一定の確保というのがあるということも、地方自治体の仕事をしている立場としては申し上げます。たまたま私は東京ですので多数法科大学院があるので、三鷹市長としてはこのま

までいいかなと思うんです。でも、そうはいきませんで、北海道も、九州も、四国も、それぞれの地域にやはり一定の確保は必要なのかなという思いも申し上げておかないといけません。何か非常に地域格差が生じるような配置になることだけは避ける方向でまともればなと思っております。以上です。ありがとうございます。

○佐々木座長 それじゃ、田中委員、どうぞ。

○田中委員 御指名いただきまして、ありがとうございます。

今回のテーマである教育の質の向上と法科大学院の定員・設置数という問題を検討するに当たっては、前回の会議で取り上げられた法曹志願者の減少の要因をもう一度きちんと整理しておく必要があるかと思っております。前回の会議において、国分委員から、医師養成の例から見た現在の法曹養成システムに対する率直な御意見がございましたけれども、その貴重な御意見は今回のテーマの議論にも生かされるべきであろうと考えておりますので、法曹志願者減少の要因に関わる議論に絡めて発言することをお許しいただきたいと思っております。

法科大学院が高等専門教育を付与する教育機関である以上は、学生にとっては、入学金・授業料などの経済的な負担が生じますし、また、旧司法試験当時と比較すると合格者の平均年齢が若くなり、その受験のために長い間不安定な状態に置かれていた志願者の数も少なくなっているとはいえ、資格取得までに相応の時間的負担を伴うことは避けられないところがあります。多くの者が法科大学院を目指すようになるには、このような負担を軽減するための支援という要素が重要であることは言うまでもありません。ただ、支援といいますが、ほかの専門職との関係もございまして、そこにはおのずから限界があることも事実であります。

このような点も踏まえて法曹志願者減少問題の本質的な視点について改めて考えてみますと、それは、志願者が経済的・時間的負担を負って努力すれば、それなりの成果が得られるという見通しを持てるかどうかという点ではないかと思っております。法科大学院の設置当初に志願者が多かったのは、そのような期待と見通しが志願者の間に広く存在していたからではないかと思われま。しかし、現在の司法試験合格率を見ますと、平成24年の単年度合格率は約25%と低迷しておりますし、一部の法科大学院を除けば、全体として、負担と成果のバランスの見通しが崩れております。これが当初に比べて志願者が減少している大きな要因ではないかと考えております。

現状では、志願者にとって最終獲得目標への見通しがつきにくい状況が存在するために、志願者の法曹適性を見極め時期が遅過ぎる結果になっているところに大きな問題があると思っております。したがって、適性判定をなるべく早い段階で行うことができるような方策を考えることができれば、志願者のほかの進路への変更も容易となり、法科大学院に進学することのリスクを軽減することにもなるのではないかと考えております。

一方で、志願者が増えれば入学者の質も確保されるという関係が一般的にはあろうかと思っておりますので、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成を前提とする以上、まずは志願者を増加させる取組として、司法試験の合格率の向上に資するための方策を検討しなければならぬと思っております。司法試験の合格率が向上すれば、教育全体にも余裕が生まれ、本来の理念に沿った多様な教育も実現され、目先の司法試験にとらわれて法科大学院が受験予備校化するといった事態も避けられるはずであります。

そこで、法科大学院制度に対する信頼性と安定性を高めるということも非常に重要な課題

であると考えております。単に合格率を上げることが重視するあまり、入学者の質の維持・向上がおろそかにされてはならないことは言うまでもありません。入学者の質が確保されない限り、司法試験の合格率の向上を望むことはできませんので、質の維持・向上を図りながら合格率を上げ、法科大学院制度に対する信頼性と安定性を高める。そうするためには、法科大学院の制度設計上の条件とされた適正な教育水準の確保という点を重視しなければならないこととなります。そういたしますと、まず目指すべきは、多数の志願者から適性があり有望な人を厳選して入学させ、質の高い教育を施し、このような教育の成果を身につけた人が高い割合で司法試験に合格していくという、そういったプロセスを確立していくことが重要であると考えます。

これまで述べたような観点からいたしますと、現状では、法科大学院の定員の削減や整理、統廃合などの組織の見直しをすることが最も重要な課題となります。その点では、今、清原委員が言われたような具体的な考え方についてもいろいろと検討していかなければならないと思いますけれども、まず、大枠としての一つの考え方としては、司法試験の合格率について、改革審の意見書のいう「約7割から8割」という数字は、法科大学院において充実した余裕のある教育がなされているという前提として妥当する数字であろうかと考えられます。そこで、少なくとも累積合格率7割ないし8割を目指し、その上で、法曹人口との兼ね合いを考えながら、定員と設置数の規模を検討していくというのも一つの方向ではないかと思考しております。

最後になりますが、冒頭の文部科学省の説明資料の関係で、更なる資料提出のお願いをしておきたいと思っております。

本日提出された説明資料の9ページ記載の法科大学院の入学者数の推移によって、全ての法科大学院に平均的に分布していた法学未修者が、平成18年度から平成24年度にかけて、全体を通じて大幅に減少してきたという事実を大変よく理解することができました。ところで、その法学未修者の入学者数の縮減につきましては、司法試験でこれまで低迷してきた法学未修者層が減少して合格率が向上する可能性があるという反面、入学者数の減少自体が多様なバックグラウンドを有する人材の確保を困難にするおそれもございますので、この検討会議では、入学者数が大幅に減少した結果、法学未修者が今後どのような状況になることが想定されるのかという見通しも踏まえた上で、多角的に議論を深めていく必要があるかと思っております。そこで、議論を更に深化させるためにも、文部科学省の方で、入学者数の減少によって法学未修者が将来どのような状況になることが考えられるのかという点について、この入学者数だけではなく、ほかの幾つかの想定されるパターンをシミュレートしたものを提示していただきたいと思っております。以上が資料提出のお願いでございます。

○佐々木座長 ありがとうございます。

ちょっと御発言を続けていただきますが、今日は資料5が日弁連から出されておりますので、大変申し訳ないけれども、5分ぐらいでお願いしたいと思っております。それから、評価の問題がこの設置数の問題とかほかの問題とも絡む可能性がありますので、認証評価にかかわることにももし御意見があれば、その次の議題もそれで片付きますので、御発言をいただければと思います。萩原さんや手を挙げられた方に申し訳ないですが、ちょっと日弁連の説明を聞いてから、また御発言をお願いします。

それじゃ、どうぞ。

○橋本オブザーバー 御発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。日弁連の資料5の2枚目の上下のあるポンチ絵を前提として、発言をさせていただきたいと思います。

法科大学院の上げてきた成果につきましては、先ほど文科省の方から御説明がありましたので省きます。

日弁連としては、法曹養成制度の現状に関しまして、「法科大学院の乱立と教育力の格差の顕在化の中で、修了者の資質が問われるとともに、司法試験合格率の低迷、修習生の就職難、貸与制導入による経済的負担の増大等が相まって、制度当初と比べまして法曹志願者が激減するという、実に憂慮すべき事態に立ち至っている」と認識しております。

そこで、問題の解決でございますが、やはりそれぞれの原因を速やかに除去する必要があると考えております。解決策の大枠を申し上げますと、第1に、法科大学院の統廃合・定員削減を迅速・強力に推し進めることで、規模の適正化と教育力の強化を図って司法試験合格率を高めること、第2に、年間合格者をまず1,500人に減員し、あわせて法曹の活動領域拡大のための施策を定めて活動を行うことで、就職難等の問題に一定の解決を与えること、第3に、給費制の復活を含め法曹志願者への経済的支援を強化することで、法曹への窓口を実質的に広げること、になります。要は、経済的支援等を充実させながら、現在の法曹養成の規模を全体としてスリム化し、内容的に充実させるという意味で実質化していくというものです。

そこで、第1の統廃合等ですが、これは先ほど来御議論がありましたとおり、教育の質を高めるとともに、修了者の多くが司法試験に合格するという法科大学院本来の制度設計に沿った状況を実現するためのものですが、それには相当大幅な定員の削減が必要となります。

今日の事務局資料3の中の資料7、通しの9ページを御覧いただきたいと思います。この「累積合格率別に見た法科大学院の修了者数シミュレーション」表の合格率70%の欄を御覧いただきますと、合格率を70%とするための法科大学院の修了者数は、司法試験合格者が年間2,000名で2,857人、1,500名で2,142人となっています。定員数は、途中でお辞めになる方等がおられますので、ここにいう修了者数より1~2割ほど上回ることとなりますが、いずれにしても、この数字を見る限り、統廃合等に関しては、今年の実入学者総数3,150名を相当大幅に下回るまでの定員数の削減が必要となることを念頭に置く必要があることとなります。そして、予備試験合格者数は、この外数になるということに特に御留意をいただきたいと思います。

さて、日弁連は統廃合等については法的な裏付けを持って行う必要があると考えております。既に文科省の方で行われています公的支援の見直しにとどまらずに、法的な裏付けを主張するという理由は2つございます。1つは、補助金の削減というのは体力のない法科大学院に撤退を促す手法でございまして、必ずしも必要なものに絞るということを意味しないという点です。この点は、次の適正配置の理念にも絡んでいます。2つ目は、何といたっても効果が現れる時期が不確定でございまして、スピードの点で問題が残るという点です。統廃合等の効果が実際に合格率に反映するのは、それがなされてから数年の後でございまして、その間の入学者数は、その後も複数回受験という形で合格率にマイナスの影響を与え続けることとなります。したがって、この問題の解決を補助金の削減等の緩やかな手段だけにゆだねますと、その間にかえって問題が深刻化させかねないという大きな難点が感じられます。そこで、自主的改善努力を踏まえつつも、法令上の措置に基づいて、速やかに法科大学院の統

廃合を実施することが必要だと考えております。法令上の措置といたしましては、例えば、先回お話の出ておりました合格率等の一定の要件を満たさない法科大学院に関しては、その修了者に対して司法試験受験資格を与えないというようなものが考えられるかと思えます。

次に、大学院の定員でございますが、現在、関東、関西の二大都市圏に集中する定員100名以上の大規模校10校だけで、実に学生定員総数の4割、入学者総数の半分近くを占めておまして、一種の寡占状態にあります。したがって、定員の大幅な削減による合格率の向上を図る場合には、大規模校の定員の削減がどうしても必要だと考えております。また、双方向の少人数教育の徹底・充実という観点からは、学生数を適正規模に限定する必要がございますし、教員と学生の大都市への集中の回避という観点からも、上限を定めるなどの方法によりまして、大規模校の定員を絞り込むことが適切と考えられます。

ちなみに、医学部の定員は総定員数が8,900人ほどございますけれども、最大の学校でも125人ということになってございます。

反面、統廃合に当たりましては、地域適正配置への十分な配慮が必要だと考えます。法科大学院の地域適性配置は、地方への支配の浸透とか司法過疎の解消に資するという見地から、重要な意味を持っております。例えば、今日、その資料の最終ページ（緑の資料）を御覧いただきますと、地方法科大学院の修了者の地元弁護士会登録率は62%、近隣のブロック内の弁護士会の登録率は77%と、高い地元定着率にあることが見てとれます。また、地元法科大学院が存在することは、地元志望者の経済的負担を大きく軽減させるだけではなくて、地域での臨床教育を通じた司法アクセスの向上とか、研究者と地方法曹の協働による教育・研究などの地域司法の充実、さらには、地方自治、地方分権を支える人材の育成という観点でも重要だと思われれます。したがって、合格率という点ではおおむね厳しい実情にございますが、現在行われている改善努力の成果が現れるまでには時間を要するということも踏まえて、当該地域における存在意義や改善努力の状況等を総合考慮した上で、必要があると認められる一定の地方法科大学院には、統廃合等の判断に当たって、時間的猶予を与えるなどの特例措置を認めるべきだと考えています。

事は夜間大学院も一緒でございます。夜間にも授業を行う法科大学院は、収入の道を断つことのできない学生や社会人にも働きながら学ぶという機会を提供し、広く法曹への門戸を開くという意味で多様性に資するものでございまして、十分な存在意義が認められると考えます。したがって、夜間法科大学院は、これも合格率の点では苦戦を強いられておりますけれども、運営・設置に伴う格別の困難を考慮し、同様に時間的猶予などの特例措置を認めるべきだと考えています。以上です。

○佐々木座長 ありがとうございます。

それでは、これで資料は終わりましたので、あとは時間の範囲内で御意見を伺うということで、先ほど挙手されました萩原委員から、どうぞお願いします。

○萩原委員 すみません、ありがとうございます。

ただいま弁護士会からの御説明を聞いていたら、意見の半分ぐらいはもう言われたという感じでございますけれども、まず、この法科大学院の定員あるいは法科大学院の数の規模の問題については、私はこの2回ほど都合で休んでおりますけれども、いろいろ検討するスタートは法曹人口の問題だろうと。法曹人口のところの司法試験の合格者の水準をどの程度に持っていくかというところがまずベースで、その上に法科大学院で7割、8割の人たちが司

法試験に受かるというような段取りの中で、全体の規模の問題が議論されるべきだという点では、田中委員のおっしゃっているとおりだというふうに思っています。

私は、今申し上げたかったことはそのことではなくて、現在の規模が非常に過剰であるということについてはほぼ共通の認識があるんだろうと思いますけれども、これを加速して適正なところに収めるためには、公的支援とか人的支援の問題だけでこれはやっていけるんだろうかと。百年河清を俟つとは言わないけれども、相当時間がかかると。その割には整理しななければならない、あるいは縮小しなければいけない部分が大き過ぎるのではないのかと。したがって、問題があることを認識しながらも、何らかの法的な措置を講ずる必要があるのではないかと。したがって、是非この場に、具体的な法的な措置、先ほど弁護士会からも幾つか例が出されておりますけれども、どういう措置が考えられるのか、また、そういう法的措置を講じることによって具体的にどんな問題が出てくるのかというようなことも含めて、この場で具体的な検討をさせていただき、皆さんで議論をしていく必要があるのではないかと、そんなふうに考えております。

適正配置の問題は、これは経済界でももう長いこと、一極集中を避けて、経済的にも分権化を進めて地方を活性化していこうというようなことで、道州制の問題を議論しているわけですが、地域的にもある程度のバランスというか広がりを持って、きちんとした法科大学院を置いていくというようなことを検討するならば、この道州制の区割り、まだ決まっておりますけれども、そのような地域割り（案）も参考にして、是非この検討をしていたければ有り難いなど。道州制の核になるようなところには必ず1つの法科大学院は必要だと。それで、人口とか交通の利便性とかいろいろ考えて1つプラス、2つプラスになるのかというようなことも含めて考えていく必要があるのではないのかなと、そんなふうに考えております。以上です。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。

井上さんからあって、ほかに手は。ちょっとこっち側は、今日は余り私、顔を向けなかったんですけれども。

それじゃ、久保さん。悪いですけども久保さんから、それから井上さんにいきます。

○久保委員 基本的には、今、萩原委員がおっしゃった法曹人口に関する意見に賛成なんです。

その手掛かりは、事務局が作成した資料7の中のシミュレーションにあると思うんです。今の社会が必要とする一定のレベルを持った法曹、この人材を確保するためには、その裾野である法曹志願者、それをどのぐらい確保すべきなのかというふうなことから逆算して、法科大学院の在り方というものを考えるべきではないかなというふうに常々思っているんですが。

そういう抽象的なことはともかくとしまして、文部科学省から御説明いただいたように、公的支援の見直しを背景として、法科大学院に自主的あるいは自立的な改善を促す、そういう一連の手法ですが、その中身を読んでみますと、なかなか厳しいものです。法科大学院も真剣に取り組んでいると見られることから、さらにその成果を基本的には見守っていく必要があるかと思えます。しかし、先ほどから丸島委員以下皆さんが御指摘のように、なかなか結果を出せない法科大学院が一定程度存在する。であるとすれば、皆さんの御指摘のように、法科大学院の適正な数とか配置とか入学定員の在り方とか、そういった基本的な問題に踏み込んでいく必要があるだろうと思えます。その踏み込み方も、やはり先ほどのシミュレーションではありませんが、この10年間にいろんなデータが蓄積されてきているわけで、

そういうデータを踏まえて早急に議論を行い、具体的な回答を得ていく必要があると思いますし、今はそのタイミングではなかろうかと考えます。あるいは言葉を換えると、この会議の役割でもあろうかと感じております。以上です。

○佐々木座長 それじゃ、井上さん。

○井上委員 統廃合と定員削減の問題ですけれども、統廃合につきましては、文部科学省の資料にありますように、特に苦戦しているというか、成績が伸びないところの学生数というのは、全部合わせても実数ではそれほど大きな数ではなく、統廃合したからといって全体的な学生数を大きく減らすというものではありませんけれども、法科大学院全体に対する信頼を損ねている面があることは確かなので、統廃合というものを進めて、全体としての信頼を回復、あるいは確保するよう図らざるを得ないという点では皆様と意見は一致しています。

この点で、文部科学省は手ぬるいというふうな評価がありましたけれども、公的な支援を削減あるいは停止するということ自体、文部科学省としては非常に踏み込んだ措置なので、中教審の委員会で見えてきた者としては、非常に大胆だと思ったのですけれども、確かにスピードという意味では時間がかかるという問題があって、今のような危機的な状況では、皆さんおっしゃるような方向というのは考えざるを得ないと個人的には思います。ただ、前から申し上げているように、具体的方法論に踏み込んだ議論をすることが大事で、ここは萩原委員と意見が同じです。

容易に思いつく方法としては、法科大学院の認可を文部科学大臣が取り消すということ、法務大臣が受験資格を認めないこと、この2つですが、認可取消しについては、法令違反がない限り認可を取り消すことはできないという考え方でずっとやっていますので、果たして法的措置をとるということだけで変更できるものなのかが問題になります。他方、受験資格の方は、もともと個人の資格ですので、特定の法科大学院の修了者だという理由で受験資格を認めないということが正当化され得るかどうか。私自身は、そういうことも考え得るとは思っているのですけれども、詰めた議論をする必要があると思います。

もう一つは定員削減ですけれども、こちらの方は、まず学生数の実数を見ていただくと、さっきお話にあったように、今年の入学者は3,150名で、来年の入学者は多分もっと減ると思いますが、まずは、そういう実数を踏まえ、それに近づけるよう、定員を見直すということが必要だろうと思っています。

その中身ですが、適正配置の問題と大規模校の問題を日弁連の方が提案されましたが、いずれも問題があると私は思います。適正配置ということが重要だということは私も否定するわけではなく、むしろ、地域を重視すべきだという意見をずっと持っているのですけれども、現実を見ると、その点を最優先に考えられる時機では既になくなっていく。最初に、実績をあげていないところは統廃合を考えるべきだと提案されたことと矛盾するのです。確かに大都市圏でも成績が振るわないところは少なからずあります。しかし、さっきの分布図を御覧になればお分かりのように、非常に難しい状況にあるというカテゴリーに、地方の法科大学院のほとんどが該当しているという状況にあるわけです。それを、地方に所在するからといって、例外扱いするというのは、最初におっしゃった御趣旨と矛盾しているように思われます。むしろ適正配置ということの本当の意味は、そこにあるということではなく、最終的には弁護士過疎の問題。これは清原委員も言われたように、まだ十分解消していない。そういうところに法曹、特に弁護士がいるようになる、そういうところで活動し地域の人に十分な

法的サービスを提供することができるようになる。これが最終目標だと思うのです。そのために何をすべきかという発想で考えるべきで、その意味で、一極集中とか寡占状態は私もよくないと思いますが、例えば、さっき萩原委員が言われたように、ブロック単位で考えて拠点校主義にするとか、あるいは奨学金の優先枠を設けるとか、そういういろんな措置の組合せで考えていくのが現実的ではないかと思います。

大規模校の定員削減については、私は大規模校の一つに属していますので、非常に話しづらいんですけども、大規模校を代表するという意味ではなく、この制度にずっとかかわってきた者として申し上げますと、大規模校の多くは、さっきの資料に見るとおり、善戦している。かなり良質の教育を提供しているのに、全体としての学生定員を減らす、特に大規模校の定員を減らせば中小規模あるいは地方の法科大学院にその分、学生が流れるだろうという想定で、そのような提案をなさっておられると思うのですが、そのために良質の教育をし、実績もあげているにもかかわらず減らしなさいと言えるだけの正当な理由が果たしてあるのか、私は甚だ疑問だと思います。より以上に問題なのは学生との関係で、学生に良質な教育を受ける機会を、そういう理由で減らしてよいのかどうかということと、もう一つ、それで果たして中小あるいは地方の法科大学院に本当に学生が流れるのかということ、おそらくそうはならないだろうと思います。日弁連の方々も、他の点では現実論をなさっているのに、ここはかなり甘い。常日頃、法学部や法科大学院の学生の実態に触れ、また地方で勉強されている学生さんたちとも何度か話しましたが、恐らくそういうふうには流れない。流れるとすれば大都市、東京圏などの中規模のところと一定数流れるだけで、そういうことをやると、全体として法曹志願者がますます法曹離れをしていくという結果になるのではないかなと思うのですね。

大規模校は定員を見直す必要がないと申ししているわけではなく、大規模校も教育の質を維持するためという視点から、もう一度定員について見直しを行うべきだと考えていますけれども、そういう視点ではなく、先ほど申したような外在的事情ないし考慮から大規模校を中心に定員を減らせといった議論をするのは、妥当ではないと思います。

○佐々木座長 ありがとうございます。

特に先ほどから地域の配置の問題とか、そういう観点もぼつぼつ出ているんですけども、必ずこれ、最後になると非常に難しいこととなりますが、例えば伊藤委員、何か御意見ございますか、その辺のことについて。

○伊藤委員 私は去年から地方の比較的小さな法科大学院へ行くようになったんですけども、非常に難しい、微妙な立場にあります。井上先生のおっしゃること、よくわかるんですけども、やっぱり地方で頑張る法科大学院というのは必要だろうと。大都市だけではなくて、地方で生活する地方の人たちの考えを見る人はできるだけたくさんいた方が、やはりこれからの日本を考える上では大事なんじゃないかなというふうに思います。

ちょっとその話だけではないんですけども、法曹の教育の、法科大学院の教育の質の問題、さっき教員の話が出ましたけれども、教員の問題、物すごく大きいことはわかるんですけども、やはり学生が、この合格率が非常に低迷しているものですから、落ちついて将来の実務につながるような勉強はなかなかできない。先ほど一橋のを見ましたら、一橋ではまだ模擬裁判をやったり英語の教育をやったりという話で、非常にうらやましいというか、いいなと思うんですけども、私が今弁護士をやっている同じ事務所の若い人たちに聞いても、

最初の2年ぐらいの人は試験に落ちるなんて全然考えていないものですから、そういうプラスアルファのところを物すごく一生懸命やれたと、こう言うんですけども、最近受かって入ってくる人たちは、非常に立派な法科大学院を出ている人たちも、やっぱり司法試験のことを考えて、直接司法試験に役に立たないようなところは余り落ちついて勉強しないと。こういうことなものですから、やはり私自身も、一定程度の合格率を維持するために、統廃合とか定員削減とか、そういうのはやらざるを得ないかと、こう思います。

ただ、これは先ほど来出ていますように、法曹人口論と非常に関係する。もっと言えば、司法試験の合格者を何人にするかということを決めなければ合格率は決まらないわけですから、だからみんな全部小さくしちゃえということには、私は前から言っているように反対ですけれども。そんなところでございます。

○佐々木座長 どうぞ、ほかの方から御発言あれば。それじゃ、田島さんで、その後、清原さんについて、それと国分さんにいきます。よろしくどうぞ。

○田島委員 先日、法科大学院を見学させていただきました。もっと合格率が低いところがあるんだということを聞いて、個人的にも幾つかの大学院を見せていただきました。

それで驚いたこと、共通していたことは、先生方から、合格率が非常に低いということについて、恥ずかしながらという言葉が一回も出てこないのです。どこの大学へ行っても、自分のところはこんなにやって、こんなに努力していると、いいところを一生懸命お話しはいただいたんですけども、だって、合格率15%とか20%以下で法科大学院と名乗っていることがどんなに恥ずかしいことかということ、その先生たちが思っていないんです。そういうところは、自浄作用で70%とか80%に上げていくなていうことは到底無理だと思いました。今はこういうことだけど、自分たちは少しでも学生のためによりいい教育をやって、合格率を上げたいということであれば、将来に対する楽しみみたいなのはあるんだと思います。ただ、ないです。私が回ったところはありませんでした。現状を反省して教育内容を全面的に改善しようという意欲は全く感じられませんでした。

それから、学生さんたちにいろいろ御意見も聞いたんです。事務局でセットしていただいたところに行って、6人の学生さんたちに聞いたんです。「この学校は6人のうちの1人しか合格しないんですよ。あなたたちの中で、5人は落ちる、法曹界に入れたいんだと思うんだけど、それについてどうですか」と聞いたら、みんなきょとんとしていました。自分たちの学んでいる学校は合格率が低いわけですから、自分が法曹界に入れたいかもしれないという危機感が学生にもないのです。これには非常に驚きました。

そういう状況で法科大学院という名称をそのまましているというのは、おかしいことではないかと思えます。少なくとも法科大学院と名乗るならば、きちっと定義を決めておかないといけないんじゃないのかなと思えます。自浄作用でもってそういうものを是正するというのは、改善していくということは、不可能ではないか。そうすると、強制的な何らかの枠組みをつくる必要があるんじゃないかと強く思いました。

もう一つは、未修コースのところで驚いたのは、一橋大学は非常に合格率も高くて、授業を見ても、さすがというぐらいしっかりした、生き生きとした雰囲気がありました。ところが、未修の人たちに聞いたら、どこどこ大学、法学部出身ですという人がぞろぞろといるんですね。しかも、偏差値の非常に高い、大学の法学部を出た人たちが未修なんです。未修というのはもともと法学部を出ていない人たちのところをねらわれたんだと思うんです。

このように合格率の高いところでも既修、未修の区別があいまいになっています。

それからやっぱり未修の人たちのところでの合格率は既修に比べると半分ぐらい、30%だと出ていますけれども、その未修の人の中で本当に未修、法学部を出ていない人たちというのは一体、全体の合格者の中のどのくらいいるんでしょうか。未修というと、全部法学部出身以外の人たちだと思っていました。そういうのが非常に理想的な設計でつくられたんだと思いますけれども、いつの間にか非常におかしな仕組みになってしまっているものが相当あるのではないかと思います。個別の学校が自浄能力を発揮してきちっと直していくというのは無理じゃないかというような気がしました。

○佐々木座長 じゃ、国分さん、どうぞ。特に試験の話も。

○国分委員 資料2-1の3ページで、法科大学院の参入の仕組みを「自発的創意を基本としつつ、基準を満たしたものを認可することとし、広く参入を認める」としたわけです。これを私どもが今も是とするのであれば、この検討会議は不要です。すなわち、それなりに法科大学院をつくって、それなりに学生が入った、そして、受からないのは受からないでよいのだ、を是としたのを、認めないということになったので、この検討会議が設けられた、すなわち思想が変わったのだと、私は認識しました。そうであれば、大学の「学問の自由」とは別に、法科大学院は欧米が古典的に医師、司祭・牧師と並んでプロフェッショナルと呼ばれる法曹を養成することが主目的であって、学問のみを行うこととは別物ですので、そこにある種の規制があって当然と考えております。その際に、学生数をどのくらいにするのか、司法試験の合格率をどの程度にするのかを大人数のこの検討会議で決めるのは大変難しいでしょうから、プロジェクトチームをつくって検討していけば、結論が出やすいのではないのでしょうか。

司法試験の話で、奇異に感じるがあります。それは、累積合格率という言葉が当たり前のように使われていることです。医学部の場合、例えば東北大学ですが、現役は98%の合格率、現役と特殊な事情があってか浪人して何回も国家試験を受験する既卒者を合わせても92%の合格率と聞いております。他方、法科大学院では、司法試験に初回、あるいは2回目であっても、いずれ合格すれば良い方です。それ以上の問題は、三振の人が少ないことです。そういった人たちは、特殊な事情があって受からなかったわけではないと思います。

司法試験と医師国家試験の求めるもの之间にどういった違いがあるか、よくわかりませんが、私ども医学・医療の側では、国家試験に合格した医師がすぐに十分な診療をできるとは思っていません。その後の教育、すなわち臨床研修や専門医研修、生涯研修の中で一人前になってもらうのだと考えております。医師国家試験の現役の合格率98%は甘過ぎると思われるかもしれませんが、医師になった後の種々の研修に期待しているわけです。そこで、法曹育成でも、合格した後の研修に期待することにして司法試験の合格率を高める、その合格率を高めるために法科大学院の入学者数を減らす、その上でゆったりと教育するのです。ゆったりとした教育では現在の司法試験合格のレベルに届かないと、批判されるかも知れませんが、司法修習と法曹資格取得後の研修に期待する、とする考えでいかがでしょうか。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。じゃ、清原さん。

○清原委員 時間ですので簡潔に。私は、今日問題になりました「教育の質」、それから「定数」・「設置数」というものを今後検討していく上で、「認証評価制度」の役割、機能につい

でも問題提起をしたいと思います。

例えば「定数」について考えるとき、「学生満足度」が高くて、しかも司法試験合格率を向上させるような「教育の質」が担保できる定数は、各法科大学院にとって何人ぐらいなのか。あるいは、競争性が高まって、優秀な学生が集まるような「定数」とは何人ぐらいなのか。また、大学経営の観点から、多くの専門科目の専任教員を必要とする法科大学院の経営が安定する「定数」というのは何人ぐらいなのかということがもちろん課題になるでしょうし、「設置数」を考えるときには、「教育の質」を確保できるような「定数」を持った法科大学院を、地域格差がないように地域バランスを持って配置するには、どういうふうな大学院をどこに配置しなければいけないのかとか、大学経営の観点から、司法試験合格率が低い大学が、それをほかの大学と統合したり、あるいは廃止するという重い決断をすることが求められるとするならば、その動機づけとなる基準は何なのか。

これは、国分委員がおっしゃいましたけれども、とにかく広く認可するということでスタートしたこの制度を絞っていくとするならば、その基準として信頼できるのは何かといったときに、その一つに「認証評価制度」がなければいけないとは思うんですね。なぜならば、この「認証評価制度」というのは、一般的な大学院や大学に比べて法科大学院には厳しく今までしてきた経過がありますよね。でも、結果としては何か余り厳しくないように見受けられる感想は持っておりますが、どういうことかといいますと、それは、その「機関別」だけじゃなくて、「分野別」でもやってこられたということで、今日いただいた資料3の15ページにそのことがつまびらかに紹介されておりますし、資料15では、具体的には改善しようということで動きも始まっているとあります。しかし、「バツ」がついて、もう駄目ですよとされた法科大学院はそんなにもないとも聞いていますし、改善すればすぐ大丈夫ですよになるとも聞いています。でも、本来的に幅広く開いたからこそ「認証評価制度」は厳しくしたはずではないかというふうに思っています。したがって、この「認証評価制度」をより、一つには厳密にしていくというような根拠がないと、やっぱり統廃合というのはなかなか厳しいのではないかなとも思ったりします。

結論として、是非、この「認証評価制度」についても改善をされているわけですから、より厳密化するとともに、評価機関、3機関の基準の一体化あるいは公正化を高めることによって、やはり統廃合は大変重い課題でございますので、それに資するような内容の「認証評価制度」に、2巡目ですから、なっていくことによって、今後議論される法令的な措置の一つの根拠ともなっていくのではないかという感じを持ちました。以上です。

○佐々木座長　じゃ、丸島さんで終わりにします。今日は大変申し訳ないですけども。未修の話はまた次回にでもやりますから、今後とも議論しますので、とりあえず今日は、それじゃ丸島さんの発言で終わらせていただきます。

○丸島委員　時間を超過したところで申し訳ありません。

清原委員の発言とも重なるところがありますが、一つは、統廃合のスキームとしてどのようなものを考えるかということについて具体的にその各論を検討することについて、賛成です。そもそも審議会意見書の中でも、法科大学院が必ずしも全て受験資格を持つというわけではなくて、適切な第三者評価によって適格認定を受けた法科大学院の修了者に受験資格を認める一方で、またその認定が取り消されるということも念頭に置いた枠組みをもととつくっているわけですので、受験資格の付与ということは、やはり一定の水準のところに資格

を付与するという前提とされていることを参考にしながら、いろいろなバリエーションで具体論を考えていくべきだろうということが1点です。

それから、適正配置と全体の定員削減の問題についてですが、まず、適正配置の問題で申し上げておきたいのは、最近各地の地方の法科大学院を頑張って卒業し、今活躍している弁護士の方々から、たくさんの訴えを聞くことがあります。その中で印象的なのは、法曹を志望して勉強するならば、東京に来ればいいじゃないかと言われるけれども、現地で仕事を持って働き始めた人たちが、例えば妻も働いている、子どもは小さい、自分が東京に行って勉強できる環境にはない。しかし、新たな制度の下で法曹を目指したい。そうすると、2人で子育てして保育園へ送りながら、地元で法科大学院があるからこそ自分は弁護士になれたのだとおっしゃる。こういう方々は決して少なくありませんし、そういう声を非常に強く聞きます。あるいは、御自宅に高齢者、つまり親御さんの介護を夫婦で抱えながら、そして法曹を目指して頑張っている人たちもいます。新しく作られた法科大学院というものは、多様性の確保ということが中核の一つでありますから、こういう方々に対して、自分も法曹になれるという道を指し示す光を発するような制度設計であるべきだと思います。今は緊急の事態だから、辞めていく大学院はやむを得ない。東京で勉強する人たちも、経済的な補助をすればよいだろうということだけではぬぐい切れない問題があるのではないかと強く指摘しておきたいと思います。

それから、大規模大学院については、健闘しているといわれるのは、合格者数などの数字上の評価もありますが、それはやはり一つの要因は、先ほど申し上げたように優れた教員を一生懸命集めているのです。それは今の主な有力大学というところを見ていただくとわかると思いますが、各地からは優秀な教員を引き抜かれたという怨嗟の声が聞こえますが、つまり、今の悪循環といわれる状況の中で教育力が一部に集中されていく、そうすると、そういう法科大学院に、学生も行こうということにならざるを得ないという、このような回転になっているわけでありまして、教員の力を各地にどのようにバランスよく配置するかということが、やはり考えられるべきではないかと思えます。

私たち弁護士の過疎対策というのも、実は難しい問題がありまして、例えば子どもの教育のことなども含め都市部で暮らしたいと考えるのももったもなことです。しかし、いろいろな財政措置や政策的措置を通じて、過疎地に人を配するというのを長年私たちも苦労してやってきているわけでありまして、政策的な誘導その他によって、優秀な教員が地方にも配置され活動できるような場をどのようにつくるかということについては是非検討をしていただきたいと思えます。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。

今日は各委員から率直かつ詳細にわたる御意見をいただきまして、今後の審議に、いいスタートラインに立てたと思っております。法科大学院の定員や設置数について、皆様の御意見を伺いますと、文部科学省の施策の効果を見ながらも、なおもう少し踏み込んだ施策が必要ではないかというような意見が、ちょっとニュアンスは違いますけれども、いろいろな角度から御発言があったというふうな認識を持っております。その意味で、具体的にどのようなステップで、どのような基準に則して整理を、整理というのは頭の整理をしていくかということについて、いろんな観点から御提案があったものと思っておりますので、細部にわたって御意見が一致したとはなかなか言い難いところもあるんでありますけれども、しかし、ど

のような観点から問題を整理して考えたらいいかということにつきましては、今日の御議論を出発点にしながら、今後、私も事務局と協力しながら、少しずつ整理を進めてまいりたいというふうに思っております。

そういう中で、専ら法科大学院というものが話題になっているんでありますが、座長としては、法科大学院の人のヒアリングも一度もやらないでいいのかということについてはいささか疑問を感じております。どのような話題に即してヒアリングをするのかというようなことも含めましては、ちょっとお任せをいただきたいんですが、しかるべき機会に一度ヒアリングといたしましょうか、どういうテーマに即してお話をいただくのかは、これもちょっと慎重に考えたいと思いますが、一度機会を設けさせていただきたいと思っておりますので、皆様からも、そういうことはあっていいだろうという御承認がいただければ大変うれしく思っております。そういうことを考えているということについて、少しやわらかめに、今日は最後に御発言をさせていただきたいと思っております。

終了時刻を超えましたので、本日はここまでとしたいと思います。

次回の予定を事務局からお願いします。

○松並官房付 次回は12月18日火曜日、午前10時から午後零時まで、場所は本日と同じ、法務省20階第1会議室です。よろしく申し上げます。詳細はおってお知らせいたします。

○佐々木座長 ありがとうございます。

—了—